

令和2年厚木市農業委員会10月定例総会議事録

日 時 令和2年10月26日 月曜日 午後1時30分から午後2時10分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長
13番 堀 池 春 夫 (議長)
農業委員
1番 市 川 和 典 2番 松 野 勝
3番 野 口 政 夫 4番 新 藤 悦 子
5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子
7番 難 波 博 文 8番 井 上 謙 治
9番 山 川 宏 司 10番 松 前 進
11番 三 橋 澄 夫 12番 早 川 曉 (会長職務代理者)

欠席者 なし

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告16件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告8件)
- 3 東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果について (報告1件)
- 4 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告3件)
- 5 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 6 議案第51号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請について (1件)
- 7 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について (2件)
- 8 議案第53号 農用地利用集積計画の決定について (12件)

<議長>

ただいまの出席委員は13人で定足数に達しております。
これより、令和2年厚木市農業委員会10月定例総会を開会いたします。
議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、3番の野口政夫委員と4番の新藤悦子委員にお願いいたします。
本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。
日程に入ります。
日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、9月11日から10月12日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。
法第4条につきましては、合計で5件、8筆、面積は3,355.79平方メートルでございます。
法第5条につきましては、合計で11件、196筆、面積は76,947.61平方メートルでございます。
法第4条及び第5条の総計は、16件、204筆、面積は80,303.40平方メートルでございます。
届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。
日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。
事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、9月11日から10月12日までに受け付け

したもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は6人、農地の所有権を取得された相続人は8人、筆数は延べ21筆、面積は延べ10,406.21平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「東京国税局長からの農地等の現況に関する照会に対する調査結果」について、御報告いたします。

本件につきましては、令和2年9月7日付けで東京国税局長から土地の現況について照会があったものです。

土地の所在は毛利台三丁目2筆、地目は全て畑、合計面積は205平方メートルでございます。

所有者は、毛利台3丁目にお住まいのAさん、愛川町半原にお住まいのBさん及び伊勢原市坪ノ内にお住まいのCさんです。

調査しましたところ、当該地は市街化区域内の土地で、昭和56年12月4日付けで農地法第5条第1項第3号の規定に基づく農地転用届出を受理しており、現況が非農地であることを確認いたしました。

国からの通達に基づき、地目変更登記に係る登記官からの照会の取扱いに準ずる事務処理となることから、事務局長専決事項として調査結果を回答いたしましたので、御報告いたします。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

〈副主幹兼農地管理係長〉

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。
御報告する案件は3件です。

1番でございます。

証明願提出者は温水にお住まいのDさん、対象地は上荻野字緑野1筆、登記地目は畑、面積は1,123平方メートルです。

当該土地は、宮ヶ瀬ダム建設用地収用に伴う代替地として、昭和56年11月、願出人の亡父が取得したのですが、取得時から広葉樹林地となっており、耕作されたことはなく、取得時以降、山林として現在に至っているものです。

平成20年撮影の航空写真で山林であることが確認できることから、9月16日、野口委員及び難波委員立ち合いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、9月17日付けで非農地証明を交付したものでございます。

続いて2番でございます。

証明願提出者は愛名にお住まいのEさん、対象地は愛名字鶴巻3筆、登記地目は全て畑、合計面積は272.91平方メートルです。

当該土地は、昭和49年1月に農地転用許可を得て、願出人の亡父が隣接地に農家住宅及び物置を建築した際、筆界を越境し建築したため、住宅敷地として一体的に利用され、以降現在に至っているものです。

昭和53年撮影の航空写真で住宅敷地として利用されていることが確認できることから、9月18日、早川職務代理者及び新藤委員立ち合いのもと現地調査を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという結論に至り、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、9月23日付けで非農地証明を交付したものでございます。

最後に3番でございます。

証明願提出者は金田にお住まいのFさん、対象地は金田字新河原1筆、登記地目は畑、面積は99平方メートルです。

当該土地は、平成21年7月に相続した時点で金田第二青少年広場の一部として利用されており、以降現在に至っているものです。

当該青少年広場は、地元管理のスポーツ施設であり、昭和59年8月に開設されたことを市スポーツ推進課に確認しております。

平成22年撮影の航空写真で青少年広場として利用されていること、また、平成23年度固定資産(土地)評価証明書で雑種地課税されていることが確認できることから、10月9日、梅澤委員及び井上委員に証明願添付資料にて確認を依頼した結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないという回答をいただき、また、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、10月12日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は3件でございます。

1番でございます。

対象となる農地は愛甲字中ノ御所1筆及び同字金地5筆、地目は全て田、合計面積は4,705平方メートルです。

渡人は愛甲西1丁目にお住まいのGさん、受人は愛甲東1丁目にお住まいのHさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

続いて2番でございます。

対象となる農地は下津古久字鎌田1筆、地目は田、面積は485平方メートルです。

渡人は下津古久にお住まいのIさん、受人は下津古久にお住まいのJさんです。

農業経営安定のための世帯内贈与による所有権移転で、花きの利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。

労働力につきましては、本人及び父の2人です。

最後に3番でございます。

対象となる農地は上荻野字陽野原1筆、地目は畑、面積は644平方メートルです。

渡人は中荻野にお住まいのKさん、受人は中荻野にお住まいのLさんです。

経営規模拡大のための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター及び耕うん機等。

労働力につきましては、本人のみです。

1番から3番までの全てにおいて、農作業常時従事要件及び下限面積について、基準を満たしているものです。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
日程5、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。
よって、日程5、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

<議長>

続きまして、日程6、議案第51号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第51号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、御説明申し上げます。

対象となる事業計画変更地は及川字大門先1筆、地目は田、面積は978平方メートルの内484.01平方メートルです。

本案件は、令和2年8月21日付け神奈川県指令央セ第840号216で農地転用許可を受けた事業計画につきまして、敷地内の切土を最小限にするため、4トン車4台分スペースのみの切土を計画していましたが、当該地を借用予定である有限会社Mから、敷地内をコンクリートブロックで仕切ると駐車が難しくなってしまうとの指摘を受け、敷地内を全体的に切土し、西側市道と同じ高さにするよう、事業計画変更申請されたものです。

切土に伴い、隣接する宅地及び畑に影響を及ぼすおそれがあることから、従前計画でコンクリートブロック1段から3段積だった東側の被害防除を高さ1メートルの逆L擁壁に変更し、勾配に配慮して雨水浸透柵及び浸透トレンチ管の場所も変更しております。

これらの変更内容について、事業計画変更承認の基準に照らし合わせ、許可を取り消した場合でも農地として効率的に利用されると認められないこと、許可目的達成が困難になったことが転用事

業者の故意又は重大な過失でないと認められること及び転用事業の必要性が変更前と比べて同程度であることなどの基準を満たしているものと判断されます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 6、議案第51号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」について、承認相当することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 6、議案第51号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請」については、承認相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程 7、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。

対象となる農地の所在は下古沢字竹ノ花2筆、地目は全て畑、合計面積は862平方メートルです。

受人は下古沢にお住まいのNさん、渡人は下古沢にお住まいのOさんです。

本申請は、所有権移転による自己住宅建設のための転用許可申請です。

受人は、現在の自宅が都市計画道路厚木環状3号線街路整備事業により収用されることから、現在の自宅に近く、生活しやすい申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は宅地、南側及び北側は畑、西側は市道に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に設け、敷地内を転圧・整地し、砂利敷の上、自己住宅を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、出入口以外にコンクリートブロック 2 段から 6 段積を新設し、その上に高さ 80 センチメートルから 1 メートルのメッシュフェンスを新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては雨水浸透柵及び浸透トレンチ管による敷地内浸透処理をし、汚水につきましては浄化槽を設置し、オーバーフロー分が側溝に接続する計画となっております。

農地区分は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は、都市計画法に基づく開発許可申請及び市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中です。

2 番でございます。

対象となる農地の所在は下古沢字竹ノ花 3 筆、登記地目は畑及び雑種地、合計面積は 1,196 平方メートルです。

受人は下古沢にお住まいの P さん及び同所にお住まいの Q さん、渡人は下古沢にお住まいの R さんです。

本申請は、所有権移転による自己住宅建設のための転用許可申請です。

受人は、現在の自宅が都市計画道路厚木環状 3 号線街路整備事業等により収用されることから、現在の自宅に近く、生活しやすい申請地を選定し、今回許可申請されたものです。

申請地の東側、西側及び北側は畑、南側は市道に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を南側に設け、敷地内を転圧・整地し、自己住宅及び農業用倉庫を建設する計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、東側、西側及び北側はコンクリートブロック 2 段から 3 段積を新設し、出入口以外の南側は、既存の重力式擁壁を利用するほか、間地ブロック又はコンクリートブロック 3 段積を新設する計画となっております。

東側及び北側の畑への被害防除として、30 度以内の法面を作り、防草シートで保護する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては雨水浸透柵及び浸透トレンチ管による敷地内浸透処理をし、汚水につきましては浄化槽による敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請は、都市計画法に基づく開発許可申請及び市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中です。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

1 番について、申請地西側の道路は、当該地までの進入路として、十分な幅員を確保できているのでしょうか。

<農地管理係主事>

西側市道は、当該地まで5メートル以上の幅員となっております。

<議長>

他に質問はございませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第52号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程8、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。

本議案は1番から12番までございますが、1番につきましては井上委員が関係する事案です。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、井上委員の退室を求めます。

[井上委員 退室]

それでは、日程8、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、御説明申し上げます。

借人は上依知にお住まいのSさん。

申出地は上依知字川原田4筆、地目は全て田、合計面積は2,676平方メートルです。

利用目的は水稲、6年間の使用貸借権の更新設定でございます。

本件については、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の1番については、原案のとおり決定されました。

ここで井上委員を入室させてください。

[井上委員 入室]

<議長>

続きまして、日程8、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の2番から12番までについて、事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の2番から12番までについて、御説明申し上げます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、11件、16筆、12,500平方メートルで、その内新規設定は5件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、全て使用貸借権となっております。

地目別の合計につきましては、田が5件、8筆、5,654平方メートル、畑が6件、8筆、6,846平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稲が2件、普通畑が5件、野菜が3件及び芝が1件でございます。

契約期間別の件数につきましては、3年間で8件及び6年間で3件でございます。

2番から12番までについては、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<小澤委員>

2番から5番までについて、当該借人は体調を崩し、借りた農地を短期間で返却したことがありました。

利用権を設定し、農地を借りたにもかかわらず、耕作を放棄してしまうという事例が他で見受けられますが、当該借人は、効率的に農業ができるのでしょうか。

<都市農業支援担当主幹>

当該借人は、新規参入ではなく既存の農家であります。農業塾であらためて農業技術を学んでおります。また、現在栽培されているサトイモ、ネギ、カボチャなどの作物の生育に十分な農業機械を所有していることを確認しております。また、収穫した作物は、レストランへ直接納入するなど、独自に販路を拡大しております。

体調が回復して以降は、適正な営農をされております。

<難波委員>

当該借人は、私の地区でも熱心に農業に取り組まれ、新しいことに挑戦もしております。

<小澤委員>

分かりました。

<議長>

他に質問はございませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の2番から12番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第53号「農用地利用集積計画の決定」の 2 番から12番までについては、原案のとおり決定されました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 2 年厚木市農業委員会10月定例総会を閉会いたします。

令和 2 年10月26日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
